

各施設の使用料改定概要

別紙資料①

条例名	含まれる施設	改定幅	例		担当課
			部屋名	現在 改正後	
●瑞穂市公民館条例	市民センター、兼南公民館	最小 1.33倍(1.03)	市民センター-第3修養室(午前)	300(390) → 400	生涯学習課
		最大 1.50倍(1.15)	市民センター-第1会議室(午前)	600(780) → 900	
瑞穂市体育施設条例	市民センター体育館、穂積グラウンド、各グラウンド、生津スポーツ広場、各ふれあい広場、弓道場等	最小 1.08倍	球技場全面(午前)	1,200 → 1,300	
		最大 1.17倍	柔道場(午前)	600 → 700	
瑞穂市立学校体育施設開放条例	学校グラウンド、体育館	最小 1.08倍	穂小体育館全面(午後)	1,200 → 1,300	
		最大 1.33倍	穂中運動場(早朝)	300 → 400	
●瑞穂市総合センター条例	総合センター	最小 1.38倍(1.06)	楽屋1(午後)	800(1,040) → 1,100	
		最大 1.50倍(1.15)	楽屋2(午前)	400(520) → 600	
瑞穂市コミュニティセンター条例	牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉、本田コミュニティセンター	最小 1倍	和室・全室夜間料金据え置き (※南部コミュニティセンター、 本田コミュニティセンター)	→	
		最大 1.20倍	本田コミュニティセンター 集会室(午前)	500 → 600	
瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例	牛牧北部防災コミュニティセンター	最小 1倍	和室・全室夜間料金据え置き	→	
		最大 1.20倍	研修室(午前)※東西に部屋を分割	500 → 600	
瑞穂市水防センター条例	水防センター	最小 1倍	和室・全室夜間料金据え置き	→	
		最大 1.17倍	会議室1(午前)	600 → 700	
瑞穂市集会場条例	駅西会館	最小 1倍	和室・全室夜間料金据え置き	→	
		最大 1.17倍	小ホール(午前)	600 → 700	
瑞穂市火葬場条例	瑞穂市火葬場	最小 1.20倍	火葬炉(12歳以上死屍)	5,000 → 6,000	
		最大 1.70倍	霊きゆう車	3,240 → 5,500	
●瑞穂市老人福祉センター条例	老人福祉センター	最小 1.38倍(1.06)	集会運動指導室(午前)	800(1,040) → 1,100	
		最大 1.50倍(1.15)	図書室(午前)	600(780) → 900	
●瑞穂市教育支援センター条例	教育支援センター	最小 1.33倍(1.03)	小会議室(午前)	300(390) → 400	
		最大 1.50倍(1.15)	大会議室(午後)	600(780) → 900	

●公民館・総合センター・老人福祉センター・教育支援センターは、冷暖房料金別途加算（現在）から冷暖房料金込み（改正後）とする施設です。
（ ）内は現在の料金に冷暖房料金を含めた額